

消費生活相談員による消費生活相談受付日

4 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		相談受付日				
6	7	8	9	10	11	12
	相談 受付日		相談受付日			
13	14	15	16	17	18	19
	相談受付日					
20	21	22	23	24	25	26
	相談受付日					
27	28	29	30			
	相談 受付日		相談 受付日			

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室

※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書

・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等

・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報、相談処理の目的にのみ利用致します。

また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問合せ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

5 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
			相談受付日			
4	5	6	7	8	9	10
			相談受付日			
11	12	13	14	15	16	17
	相談受付日					
18	19	20	21	22	23	24
	相談受付日					
25	26	27	28	29	30	31
	相談受付日					

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室
※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

- ・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書
- ・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等
- ・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談は受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報、相談処理の目的にのみ利用致します。
また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問い合わせ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	相談受付日					
8	9	10	11	12	13	14
	相談受付日					
15	16	17	18	19	20	21
	相談受付日					
22	23	24	25	26	27	28
	相談受付日					
29	30					
	相談 受付日					

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室
※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書

・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等

・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報、相談処理の目的にのみ利用致します。
また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問い合わせ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所： 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話： 0748-58-3703

FAX： 0748-58-2573

メール： seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話： 0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		相談受付日				
6	7	8	9	10	11	12
		相談受付日				
13	14	15	16	17	18	19
		相談受付日				
20	21	22	23	24	25	26
		相談受付日				
27	28	29	30	31		
		相談受付日				

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室

※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書

・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等

・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報、相談処理の目的にのみ利用致します。

また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問合せ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

8 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室
※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

- ・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書
- ・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等
- ・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報、相談処理の目的にのみ利用致します。
また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問合せ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	相談受付日					
7	8	9	10	11	12	13
	相談受付日					
14	15	16	17	18	19	20
		相談受付日				
21	22	23	24	25	26	27
	相談 受付日		相談受付日			
28	29	30				
	相談受付日					

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室
※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

- ・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書
- ・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等
- ・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報は、相談処理の目的にのみ利用致します。
また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問合せ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			相談受付日			
5	6	7	8	9	10	11
	相談受付日					
12	13	14	15	16	17	18
		相談受付日				
19	20	21	22	23	24	25
	相談受付日					
26	27	28	29	30	31	
	相談受付日					

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室
※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

- ・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書
- ・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等
- ・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報は、相談処理の目的にのみ利用致します。
また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問合せ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
		相談受付日				
9	10	11	12	13	14	15
		相談受付日				
16	17	18	19	20	21	22
		相談受付日				
23	24	25	26	27	28	29
		相談受付日				

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室

※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書

・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等

・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報は、相談処理の目的にのみ利用致します。

また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問合せ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	相談受付日					
7	8	9	10	11	12	13
	相談受付日					
14	15	16	17	18	19	20
	相談受付日					
21	22	23	24	25	26	27
	相談受付日					
28	29	30	31			

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室
※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

- ・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書
- ・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等
- ・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報は、相談処理の目的にのみ利用致します。
また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問合せ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

1 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	相談受付日					
11	12	13	14	15	16	17
		相談受付日				
18	19	20	21	22	23	24
	相談受付日					
25	26	27	28	29	30	31
	相談受付日					

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室
※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

- ・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書
- ・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等
- ・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報は、相談処理の目的にのみ利用致します。
また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問合せ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

2 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	相談受付日					
8	9	10	11	12	13	14
	相談受付日			相談 受付日		
15	16	17	18	19	20	21
	相談受付日					
22	23	24	25	26	27	28
	相談受付日					

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室
※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

- ・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書
- ・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等
- ・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報、相談処理の目的にのみ利用致します。
また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問合せ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか

消費生活相談員による消費生活相談受付日

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	相談受付日					
8	9	10	11	12	13	14
	相談受付日					
15	16	17	18	19	20	21
	相談受付日					
22	23	24	25	26	27	28
	相談受付日					
29	30	31				
	相談受付日					

相談
無料



㊦ 相談受付日：上記カレンダーのとおり

★消費生活相談員が不在の場合がございます。その際は、県の消費生活センターをご案内させていただきます。もしくは、消費生活相談員在籍時に合わせて相談の日時調整をさせていただきます。

㊦ 相談対象者：竜王町にお住まいの方

㊦ 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分

㊦ 相談方法：電話または来訪による相談

㊦ 来訪による相談場所：竜王町役場生活安全課（竜王町防災センター内） 会議室

※来所の場合は、事前にご連絡をいただきますと相談日時を調整させていただきます。

㊦ 相談するときに必要なもの（関係資料一式）

・経緯を整理したメモ ・契約書 ・領収書

・相談のきっかけとなった広告、ホームページの画面 ・事業者からのメール、パンフレット等

・保証書などの関係書類（製品事故等で病院に行った場合は診断書等）

※上記のものをお持ちでない場合でもご相談はお受けします。

㊦ その他：消費生活相談でいただいた個人情報、相談処理の目的にのみ利用致します。

また、相談以外の目的には使用しません。

㊦ お問い合わせ先

竜王町消費生活相談窓口（竜王町防災センター内）

住所：滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3

電話：0748-58-3703

FAX：0748-58-2573

メール：seian@town.ryuoh.shiga.jp

滋賀県消費生活センター（9：15～16：00 平日相談受付 土日・祝日・年末年始休み）

電話：0749-23-0999

消費者ホットライン 188（最寄り（受付中）の消費生活相談窓口※1につながります。）

※1 竜王町消費生活相談窓口・滋賀県消費生活センター・国民生活センターのいずれか